

(趣旨)

第1条 この規則は、横手市平鹿ときめき交流センター「ゆっふる」設置条例(平成17年横手市条例第100号)第9条の規定に基づき、横手市平鹿ときめき交流センター「ゆっふる」(以下「ゆっふる」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 ゆっふるの定員は、宿泊客36人、日帰り客150人(総収容定員186人)とする。ただし、市長が必要と認めたときは、ゆっふるの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)に不快な感じを与えない範囲内において、定員を超えて収容することができる。

(使用時間)

第3条 ゆっふるの使用時間は、別表のとおりとする。

(休館日)

第4条 ゆっふるの休館日は、毎月第3水曜日とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(使用者の遵守事項)

第5条 ゆっふるを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火災予防に注意し、市長が認めるもののほか、一切の火気は使用しないこと。
- (2) 施設内は、常に清潔にし、管理上支障のある物品を持ち込まないこと。
- (3) 飲食物を持ち込まないこと。ただし、市長が認めた場合を除く。
- (4) 管理上必要ある事項に関しては、職員の指示に従わなければならない。

(原状回復義務)

第6条 使用者は、施設の使用を終えたときは、直ちに原状に復さなければならない。

(職員の立入り)

第7条 市長は、ゆっふるの管理上必要があるときは、現に使用中であっても職員を立ち入らせることができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の平鹿町ときめき交流センター「ゆっふる」管理規則(平成7年平鹿町規則第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年3月25日規則第6号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分		使用時間
日帰り	1月から2月まで	午前7時から午後9時まで
	3月から12月まで	午前6時から午後9時まで
宿泊		午後4時から翌日の午前9時まで

備考 連泊の場合は、翌日の午前9時以降も宿泊室を使用することができる。